別表第五（第十四条第四項関係）

リスク対象資産の区分	リスク係数
貸付金 債券 預貯金	ランク1　〇％
	ランク2　一％
	ランク3　四％
	ランク4　三十％
短資取引	〇・一％

備考

一　この表において、「ランク1」、「ランク2」、「ランク3」及び「ランク4」とは、それぞれ次に定めるとおりとする。

イ　ランク1　次に掲げる政府その他の機関等への与信及び当該機関等の保証するもの並びに貸付をいう。

(1)　最上級格付を有する国の中央政府及び中央銀行並びに最上級格付を有する国際機関

(2)　OECD諸国（OECD加盟国及びIMFの一般借入取極によりIMFと特別な貸付取極を締結している国をいう。）の中央政府及び中央銀行

(3)　我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業

(4)　(1)から(3)までに掲げる者の保証するもの

(5)　共済契約貸付（共済証書貸付、共済掛金振替貸付）

ロ　ランク2　次に掲げる政府その他の機関等への与信及び当該機関等の保証するもの並びに貸付等をいう。

(1)　イに規定するランク1（以下「ランク1」という。）の(1)に該当しない国の中央政府及び中央銀行並びに国際機関

(2)　外国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業

(3)　我が国及び外国の金融機関

(4)　BBB格相当以上の格付を有する者

(5)　(1)から(4)までに掲げる者の保証するもの

(6)　抵当権付住宅ローン

(7)　有価証券、不動産等を担保とする与信

(8)　信用保証協会の保証する与信

ハ　ランク3　ランク1及びロに規定するランク2に該当せず、ニに規定するランク4（以下「ランク4」という。）に掲げる事由が発生していない先への与信等をいう。

ニ　ランク4　破綻先債権、延滞債権、三月以上延滞債権又は貸付条件緩和債権をいう。

二　貸付金、債券及び預貯金には、未収収益（未収利息）を含む。

三　貸付金には、支払承諾見返を含む。

四　リスク対象資産からは、子会社等に対する貸付金を除く。

五　短資取引の相手先がランク4に相当する状態となった場合には、リスク係数を三十％とする。

別表第六（第十四条第五項関係）

法人の業務形態		リスク対象資産の区分	リスク係数
国内会社	金融業務	株式	三十％
		貸付金	一・五％
	非金融業務	株式	二十％
		貸付金	一％
	金融業務	株式	二十五％
海外法人		貸付金	九・五％
	非金融業務	株式	十五％
		貸付金	九％
国内会社及び海外法人にかかわらずランク4に該当する子会社等		株式	百％
		貸付金	三十％

備考

一　金融業務とは、保険業（保険業法第二条第一項に規定する業務をいう。）、銀行業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業をいう。）、有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。）、信託業（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。）とする。

二　非金融業務とは、前号の金融業務以外の業務とする。

三　子会社等に対する貸付金には、未収収益及び子会社等に貸し付けた有価証券を含む。

四　海外法人に対する邦貨建の貸付金は国内会社に対する貸付金として、国内会社に対する外貨建の貸付金は海外法人に対する貸付金として、それぞれ取り扱うこととする。

別表第七（第十四条第六項第一号関係）

リスク対象金額	リスク係数
規則第百四十四条第三項に基づいて積み立てないこととした支払準備金及び規則第百四十八条に基づいて積み立てないこととした責任準備金	一％

備考

一　自動車損害賠償責任共済に係る額を除く。

二　共済の種類ごとに出再割合（再共済又は再保険に付した共済契約に対する割合をいう。）が五十％を超える場合においては、当該超過部分に相当するリスク対象金額についてリスク係数を二％とする。

別表第八（第十四条第六項第二号関係）

リスク対象金額	リスク係数
未収再共済・再保険勘定（自動車損害賠償責任共済に係る額を除く。）	一％

別表第八の次に次の一表を加える。

別表第九（第十四条第七項関係）

対象組合の区分	リスク係数
当期未処理損失を計上している特定共済組合等	三％
右記以外の組合	二％

附　則

この告示は、平成二十五年三月三十一日から施行する。